

長崎市監査公表第 13 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 7 月 28 日

長崎市監査委員	小	田	徹
同	三	谷	利博
同	永	尾	春文
同	山	崎	猛

1 監査の種類

財務監査(定期監査)及び行政監査（令和 7 年 3 月 27 日付 長崎市監査公表第 9 号）

2 監査の期間

令和 6 年 9 月 3 日から令和 7 年 2 月 21 日まで

3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	東総合事務所	地域整備課
意見	財務部	財政課
	総務部	行政体制整備室 総務課
	総務部	総務課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
東総合事務所 地域整備課	1 収入事務について (2) 歳入の年度区分の誤り 長崎市手数料条例第4条の規定により、手数料は、請求又は申請の際に徴収しなければならない旨規定されているが、令和5年3月28日に申請があった「境界確認書証明手数料」について、令和4年度に調定を行うべきところ、令和5年度の収入として調定していた。 また、地方自治法第231条において「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」、地方自治法施行令第142条において歳入の会計年度所属区分は「随時の収入で、通知書等を発しないものは、これを領収した日の属する年度」と規定されている。 徴収及び調定の時期については根拠法令等を確認し、誤りがないよう、適正な事務処理を行われたい。	長崎市手数料条例4条の規定のとおり、申請者から境界確認申請書の提出を受け付ける際に手数料を徴収するよう見直しを行った。 今後も、徴収等の時期は、根拠法令等を十分に確認し、適正な事務処理を実施する。

所属名	意見	措置
財務部 財政課	1 収入事務について 今回の監査にあたり、使用料及び手数料を重点項目としたところであるが、その際歳入の科目の誤りが見受けられた。 科目新設の際には所管課から財政課に歳入の内容が分かる資料を添付して依頼を行うとのことであるが、本来使用料ではない内容のものを使用料として科目設定を行っていた。 なお、今回の監査とは別に、例月出納検査においても歳計外現金として預かるべきでない内容のものを科目新設して受け入れている事例が発見されており、科目設定の際の確認不足によるものと思われる。 科目設定の際には内容と根拠を確認し、誤りが生じないように処理を行われたい。	今回の駅周辺土地地区画整理事業の例や、過去の歳計外現金の例について、6月3日に課内で情報共有を行ったほか、他に誤りやすい事例など意見交換を行い、今後の事務処理について、内容と法的根拠をしっかりと押さえたうえで、適切な事務処理を行うよう周知徹底を図った。 また、根拠がわからない場合は、必ず職員間での協議を行うなど確認を徹底することで、職員全員のレベルアップに努めることを徹底した。 (誤りやすい事例) 予算年度（旧年度 or 当年度） 予算区分（現年予算 or 繰越予算） 科目コード付番ルール（予算書・決算書上の事項並び）
総務部 総務課 総務部 行政体制整備室	3 事務の執行における管理部門の関わり方について 令和6年度前期の監査報告においても、「法律効果の解釈や会計事務を統括する管理部門の所属に相談したにもかかわらず、誤りが生じた」事例があるため、「事務の根拠及び意義について確認し、必要な知識の普及・指導に努められたい」という意見を付したところではあるが、後期の監査においても同様の事例があった。 事業課から相談を受けた際や審査の際、担当者によって回答が異なるようなことにならないよう、管理部門において事務の根拠及び意義について統一した考え方を整理していただきたい。	令和7年2月18日付け行体号外「事務処理の適正な執行について（通知）」において、管理部門に対する職員の能力の育成や告示及び公告に係るスケジュール管理の徹底について、全庁に対して周知を図った。今後も引き続き周知を行うとともに、適切な指導に努めていく。
総務部 総務課	4 事務の執行に係る意思決定文書の作成について 今回の監査を行う中で方針何等の意思決定文書が確認できないものが多々見受けられた。 長崎駅周辺土地地区画整理事業は100年に一度と言われるような事業であり、長崎市の歴史として事業の経緯を残す必要があると思われるが、事業の進捗に応じた文書が確認できなかった。 公文書等の管理に関する法律第1条では、「行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明す	長崎市文書規程を改正し、文書作成の義務及び歴史公文書制度を新設した。また、歴史公文書の選別に係る基準についても制定のうえ、令和7年3月31日付け総号外「長崎市文書規程の改正及び長崎市歴史公文書の選別に関する基準の制定について（通知）」において、全庁に対して周知した。

所属名	意見	措置
	る責務が全うされるようにすることを目的とする。」と規定され、法第 34 条では「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と規定されている。 事業の重要性を認識したうえで文書の作成及び管理に取り組まれない。	